



# 熊本県公報

号外 第 4 3 号

平成 29 年 12 月 21 日 (木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 1
- 熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (県政情報文書課) 2
- 熊本県農業振興促進審議会条例の一部を改正する条例…………… (農地・担い手支援課) 3

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
  - 1 地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う所要の規定を整理することとした。(別表第 10 号関係)
  - 2 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
    - (1) 農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務(別表第 17 号関係)  
移譲先：宇城市、氷川町
    - (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定及びダイオキシン類土壤汚染対策計画の策定等に関する事務(別表第 42 号関係)  
移譲先：熊本市
  - 3 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例
  - 1 次の 2 条例について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)の一部改正を踏まえ、所要の規定を整備することとした。
    - (1) 熊本県情報公開条例(第 7 条関係)【第 1 条】
    - (2) 熊本県個人情報保護条例の一部改正(第 2 条、第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 34 条関係)【第 2 条】
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第 2 条中熊本県個人情報保護条例第 2 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 4 号から同条第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号の次に 1 号を加える改正規定及び同条例第 7 条第 5 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲において規則で定める日から施行することとした。
  - 3 所要の準備行為及び経過措置を定めることとした。
- ◇熊本県農業振興促進審議会条例の一部を改正する条例
  - 1 農村地域工業等導入促進法の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 1 条、第 2 条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 4 2 号**

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年熊本県条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 0 号事務の欄中「(10)から(25)まで及び(27)から(29)まで」を「(8)から(26)まで」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)から(25)までを 2 ずつ繰り上げ、(26)を削り、(27)を(24)とし、(28)を(25)とし、(29)を(26)とし、同表第 1 7 号市町村等の欄中「上天草市」の次に「、宇城市」を、「合志市」の次に「、氷川町」を加え、同表中第 6 8 号を第 6 9 号とし、第 4 2 号から第 6 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 1 号の次に次の 1 号を加える。

<p>4 2 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 0 5 号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 2 9 条第 1 項の規定による対策地域の指定に関する事務（対策地域が 2 以上の市町村の区域にわたるものを除く。(2)から(9)までにおいて同じ。)</p> <p>(2) 法第 2 9 条第 3 項（法第 3 0 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務</p> <p>(3) 法第 2 9 条第 4 項（法第 3 0 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公告、報告及び通知に関する事務</p> <p>(4) 法第 3 0 条第 1 項の規定による対策地域の区域の変更又は指定の解除に関する事務</p> <p>(5) 法第 3 1 条第 1 項の規定による対策計画の策定に関する事務</p> <p>(6) 法第 3 1 条第 3 項（法第 3 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び必要な措置に関する事務</p> <p>(7) 法第 3 1 条第 4 項（法第 3 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務</p> <p>(8) 法第 3 1 条第 6 項（法第 3 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び通知に関する事務</p> <p>(9) 法第 3 2 条第 1 項の規定による対策計画の変更に関する事務</p>	<p>熊本市</p>
--	------------

**附 則**

- この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 0 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 4 3 号**

熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（熊本県情報公開条例の一部改正）

第 1 条 熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）」を加える。

（熊本県個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの  
第 2 条第 7 号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第 8 号とし、同条第 4 号から同条第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第 7 条第 5 項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 1 6 条第 3 号中「含む。」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第 1 7 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第 3 4 条を次のように改める。

第 3 4 条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条中熊本県個人情報保護条例第 2 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 4 号から同条第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号の次に 1 号を加える改正規定及び同条例第 7 条第 5 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 実施機関は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前においても、第 2 条の規定による改正後の熊本県個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）第 7 条第 5 項第 3 号の規定の例により審議会の意見を聴いた上で要配慮個人情報を収集することを認めることができる。

（経過措置）

3 一部施行日前に第 2 条の規定による改正前の熊本県個人情報保護条例第 7 条第 5 項第 3 号の規定により審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めているものは、新個人情報保護条例第 7 条第 5 項第 3 号の規定により審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めたものとみなす。

熊本県農業振興促進審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 4 4 号

熊本県農業振興促進審議会条例の一部を改正する条例

熊本県農業振興促進審議会条例（平成 1 9 年熊本県条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 中「農業振興地域の整備に関する事項」を「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 4 条第 1 項に規定する農業振興地域整備基本方針の作成その他農業振興地域の整備に関する重要事項」に、「農村地域への工業等の導入の促進に関する事項」を「農村地域への産業の導入の促進に関する法律（昭和 4 6 年法律第 1 1 2 号）第 4 条第 1 項に規定する農村地域への産業の導入に関する基本計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号中「工業等」を「産業」に改め、「及び実施計画」を削り、同項第 6 号中「工業等」を「産業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。